

# 湖南省社会福祉協議会 第二次地域福祉活動計画

～一人ひとりが

“ぬくもり”と“安心”と“希望”

にみちたまちづくりをめざして～



平成 25 年 3 月

社会福祉法人 湖南省社会福祉協議会

## は じ め に

湖南省社会福祉協議会では、第一次地域福祉活動計画を平成23年3月に策定したところですが、湖南省において、平成24年3月に第二次湖南省地域福祉計画を策定され、この中で、これまでの歩みの点検・評価と、市民アンケートや地域懇談会での市民ニーズの把握を通じて、計画目標などをさらに前進させるための取り組みや、行政、市民、事業所、社会福祉協議会の役割を明らかにされました。

当協議会では、この度、それを踏まえ、また、整合性を図るため、地域福祉活動計画を湖南省地域福祉計画の実施計画と位置づけて地域福祉の推進を図っていくよう、第二次地域福祉活動計画を策定いたしました。

平成16年10月発足時から、「一人ひとりが“ぬくもり”と“安心”と“希望”にみちたまちづくりをめざして」を基本理念として取り組んできましたが、本計画においてもそれを引継ぎ、子どもから高齢者まで誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくりを目指して全力で活動に取り組んでまいります。

皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成25年3月

社会福祉法人湖南省社会福祉協議会

会長 龍 池 直 明



## 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1章 第二次計画策定にあたって…………… | 1  |
| 第2章 計画の基本理念、基本目標…………… | 2  |
| 第3章 計画の体系……………        | 5  |
| 第4章 取り組みの柱            |    |
| 基本目標1に基づく目標の方向性……………  | 7  |
| 基本目標2に基づく目標の方向性……………  | 12 |
| 基本目標3に基づく目標の方向性……………  | 15 |
| 基本目標4に基づく目標の方向性……………  | 17 |
| 基本目標5に基づく目標の方向性……………  | 20 |

# 第 1 章 第二次計画策定にあたって

## ～ 計画策定の経緯 ～

湖南省社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）では今日まで、支え合い助け合いができる地域づくりをすすめ、湖南省に暮らすすべての市民が安心して毎日を過ごすことができることを念頭に置いて、取り組みを行ってきました。

平成 19 年 3 月には湖南省において「湖南省地域福祉計画～みらくるプラン～」が定められ、社会福祉協議会に対する課題や期待が明記されました。

その内容を具体的に実現していくため、平成 23 年 3 月に社会福祉協議会として「地域福祉活動計画」を策定しました。

平成 23 年度からその計画に基づく活動を実施してきましたが、平成 24 年 3 月に湖南省において「湖南省地域福祉計画」が見直され、「湖南省第二次地域福祉計画」が策定されました。

この計画では、評価や検証が重ねられ、あらたな方向性が数多く示されました。

これにより、それまで保ってきた湖南省と社会福祉協議会の計画間の整合性を図る必要が生じ、平成 24 年度において「地域福祉活動計画」の見直しを行いました。

その計画は、従前の「基本目標」とそれぞれの目標に基づいた「計画の柱」を「湖南省第二次地域福祉計画」に沿った内容に一新し、さらに社会福祉協議会の課題や独自性を盛り込んだ内容としています。

今回策定した計画を社会福祉協議会のあらたな地域福祉活動の指針として、また活動の拠り所として、地域福祉の充実を図っていきます。

## ～ 計画の期間 ～

第二次地域福祉活動計画は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 カ年計画とします。

## 第 2 章 計画の基本理念、基本目標

### ＝ 基本理念 ＝

「一人ひとりが“ぬくもり”と“安心”と

“希望”にみちたまちづくりをめざして」

この基本理念は、湖南省社会福祉協議会が発足（平成 16 年 10 月）当時から掲げてきました福祉活動におけるキャッチフレーズを引用しています。

「地域の皆さんのふれあいたいという思い」や「助け合い支え合いを育むことの大切さ」を認識し、考え、支援して活動することが、誰もが個人の尊厳を守られ、支え合いの輪の中で生き生きと暮らせる地域づくりにつながると思います。

この計画では、社会福祉協議会の設立当初の思いを引き続き大切にし、さらなる“ぬくもり”と“安心”そして“希望”のある地域の実現を目指し、次に定める基本目標を柱として取り組みを進めるものとします。

## ＝ 基本目標 ＝

この計画の理念を実現しようとするために次の5つの基本目標を設定します。

### 1. 一人ひとりの尊厳を大切に

地域には、子どもや高齢者、障がいを持つ人、介護や福祉サービスが必要な人など様々な人の暮らしがあり、支え合いや見守りを必要とする人たちがたくさん生活しています。この街で安心して暮らすためには、まず地域の人のことをよく知り、理解し合うことが必要で、地域で暮らす誰に対しても尊厳を持てるような地域づくりが大切です。

社会福祉協議会には、地域福祉権利擁護事業や訪問介護サービスの利用者への支援、援助活動を通じて、人としての尊厳を大切に活動を行うことが求められています。

そのため、これらの活動で培ったものを活かしながら、市民が福祉や地域の様々な人について学び合い知り合う機会を提供し、一人ひとりが相手のことを思いやり、互いに理解する心を育むことへの支援活動に努めます。

### 2. 必要な人に必要な情報をわかりやすく

昨今では、いろいろな媒体で情報を得ることができ、選択できるチャンネルが多くある一方で、本当に必要な情報が必要な人に渡っているとは言えないのではないかとされています。また、一方的、広範的な情報も数多く氾濫しているようにも見受けられます。

そこで、身近なところからの情報や支え合いのための相互的な情報などの提供など本当に必要な人に必要な情報が行き渡るように情報提供の機会づくりや相談場所の設置を行い、そのしくみや体制づくりに努めます。



### 3. 十人十色に参加できる「役」づくり

湖南省では、地域の役員やボランティアの皆さんが従前から高齢者福祉、子どもの育成、障がい者福祉、自然・環境保護活動など様々な分野で活躍されています。

社会福祉協議会では、その活動を支援するためにボランティアセンターを運営し、ボランティア活動の紹介やボランティアの育成に努めています。

地域福祉活動への参画やボランティア活動に対する関心は高まっていますが、一方で参加したい気持ちはあっても参加の仕方が分からない、あるいはきっかけがないといった意見もよく聞かれます。

せっかくの気持ちを無にしないように、地域福祉活動の参加へのきっかけづくりと継続できる場所づくりを進め、地域の皆さんがそれぞれの役割をもてる環境づくりに努めます。

### 4. 垣根を越えて、つながりあえるまちづくり

誰しも地域に暮らす中で、急に不安を抱えたり、思いもよらぬ出来事に遭遇して、心さびしくなる時があるのではないのでしょうか。そんな時に近隣の人たちが自分のことを気にかけてもらったり、頼りになる存在であればどれほど心強いことでしょう。「それぞれの想いを地域のみんが共有でき、みんなが集える場所がある。」そんな安心とぬくもりのある地域をつくるための取り組みが必要です。

そこで、地域と行政、社会福祉協議会などの関係機関がいつでも連携ができるための体制づくりを進め、つながりあえるまちづくりの推進に努めます。

### 5. 市民や事業者と地域福祉の「財源・資源」を考えよう

基本目標の「1」から「4」までを推進していくためには、ひとづくり、場所づくりや仕組みづくりなど、たくさんの取り組み課題があります。

しかし、それらに取り組むための活動の基盤となる財源を確保することも大きな課題となっており、湖南省第二次地域福祉計画でもこの課題について、引き続き示されています。

この目標については、社会福祉協議会が善意の寄付を受け、福祉基金などを設置している経験を活かしながら、市民や企業・事業者、行政と協働して設置する財源や資源について考える場に積極的に参画していきます。



## 第3章 計画の体系

この計画は第2章の基本目標を具体的に取り組むため、それぞれの基本目標ごとに「目標の方向性」を定め、次の体系に沿って取り組みを展開していきます。

### 基本目標1

一人ひとりの尊厳を大切に

#### ＝ 目標の方向性 ＝

- (1) 人権の大切さに気づく学習と交流の場づくり
- (2) もらさないためのしくみづくり
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 災害時の取り組み

### 基本目標2

必要な人に必要な情報をわかりやすく

#### ＝ 目標の方向性 ＝

- (1) 身近なところで、口コミの力を生かした情報提供
- (2) 必要な人、届きにくい人への情報提供
- (3) わかりやすい情報提供

### 基本目標3

十人十色に参加できる「役」づくり

#### ＝ 目標の方向性＝

- (1) 役割発見のプログラムの推進
- (2) 活躍の場づくりきっかけづくり

### 基本目標4

垣根を越えて、つながりあえるまちづくり

#### ＝ 目標の方向性 ＝

- (1) 地域におけるつながりの場づくり
- (2) 様々なサービス事業者との連携
- (3) 横につなげるための体制づくり

### 基本目標5

市民や事業者と地域福祉の「財源・資源」を考えよう

#### ＝ 目標の方向性 ＝

財源・資源の活用と確保を考える

## 第4章 取り組みの柱

この計画の5つの基本目標を具体化するため、第3章にあるとおり「目標の方向性」を13項目掲げ、さらに「取り組みの柱」を設定し、具体的な施策展開を示します。

### 基本目標1 一人ひとりの尊厳を大切に

#### (1) 人権の大切さに気づく学習と交流の場づくり

##### 【現状と課題】

社会福祉協議会では事業を実施するにあたって、利用者の尊厳を大切にすることを念頭に置いて活動を行っていますが、事業利用者間や地域の人たちの間で互いを尊重し、つながりを大切にするための機会の提供をする活動は進んでいるとは言えません。

身近な機会や共通の活動を通して、人権を尊重するつながりづくりの取り組みを推進する必要があります。

##### 【取り組みの柱】

##### 人権を尊重し合うつながりの場づくり

人権を尊重する研修や誰もが気兼ねなく交流できる場づくりを推進して、互いの人権を尊重し合うつながりの場をつくっていきます。

- 権利を擁護するための研修会の開催
- 地域たまり場づくり

## (2) もらさないためのしくみづくり

### 【現状と課題】

社会福祉協議会では、ひとり暮らしの高齢者のための給食サービスを長年実施しており、安否確認が必要と思われる人を対象に民生委員児童委員が手続きし、現在約 70 人の利用があります。他にも市内では、様々な形で見守りや声掛け活動が展開・実施されています。

しかし、それらのサービスや支援が必要な人にもれなく行き渡っているとは言えず、その情報すら知らない人がたくさんいると思われます。

そのため、地域の住民がお互いに見守りやちょっとしたお手伝いなどで助け合えるように、もらさないためのしくみづくりを推進する必要があります。

### 【取り組みの柱】

#### ①もらさない支援システムづくり

関係機関や見守りボランティアと連携した相談窓口の設置により、困りごとに適切な対応ができる「もらさない支援づくり」に努めていきます。

○地域福祉相談活動「あったかライン」の設置

#### ②ひとり暮らしなどの見守り体制づくり

ひとり暮らしや夫婦だけの高齢者、子育ての不安に悩む親、対人関係がうまくつくれないために引きこもっている人などを対象とする、地域での見守り活動の推進に努めます。

○給食サービスと安否確認の実施

○生活支援サポーター講座の開催

○民生委員児童委員協議会などの関係機関との連携



### (3) 権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

平成12年「成年後見制度」制定と同時に地域福祉権利擁護事業が始まり、これを社会福祉協議会で実施しています。

福祉サービスが利用者の意志による契約に移行し、本事業では、利用者の思いを実現できるよう支援し、また預貯金の管理や重要書類の預かりなどを行っています。

本事業の利用ニーズは高く、現状の体制では十分な展開が難しくなっています。そのため、成年後見センターや相談支援センター機能とより密接に連携していく必要があります。

#### 【取り組みの柱】

##### ①地域福祉権利擁護事業の充実

住民に事業の周知を一層行なうとともに生活支援員の体制の強化に努めます。

- パンフレットや社会福祉協議会広報紙での事業案内
- 生活支援員の資質向上と増員

##### ②成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する情報チラシを配布するほか、必要に応じて説明するなど啓発を行います。

地域福祉権利擁護事業と関係が深いことから連携を持って対応を進めていきます。

- 成年後見センター事業への参加と協力



## (4) 災害時の取り組み

### 【現状と課題】

平成 23 年の東日本大震災、台風 12 号は大きな被害をもたらしました。これらの災害に社会福祉協議会として、できるだけの支援をおこなってきたところです。

また、市内においても、災害ボランティア講座の開催や地域防災計画への参画などの防災活動を実施していますが、いつ起こるかもしれない災害への取り組みは年々重要性を増してきています。

災害から地域と住民を守るための備えとして、介護が必要な要援護者の支援対策や災害ボランティアのより一層の育成、その拠点機能の準備をしていく必要があります。

### 【取り組みの柱】

#### 平常時からの取り組み

湖南省の地域防災計画（平成 19 年 3 月）では、日頃の災害ボランティアの育成と災害時に市が設置する災害ボランティアセンターの運営に協力することが社会福祉協議会に求められています。災害が起こった場合に迅速な対応ができる備えとして、平常時から災害ボランティアセンターの運営への準備と検討を行います。

また、高齢者や障がい者などの要援護者の支援対策として職員の避難所派遣をはじめ、支援する災害ボランティアの養成と登録を進めていきます。

- 災害ボランティア講座
- 災害ボランティアセンター運営の準備検討
- 職員派遣マニュアルの作成
- 災害ボランティア登録



## トピックス1：災害に備えて

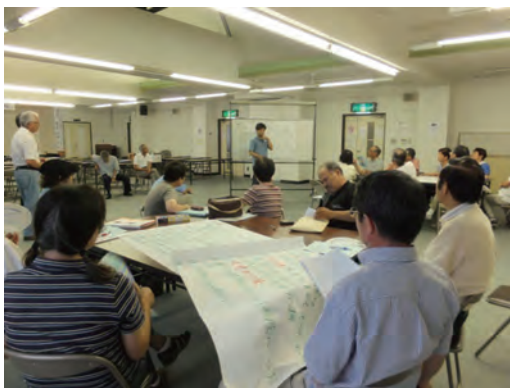
平成 23 年は東日本大震災、台風 12 号など大きな災害が幾度も起こり、国民の生活に大きな影響を与えました。社会福祉協議会では、被災された方への義援金の受付を行い、5 千万円を超える尊い浄財を現地に届けさせていただく一方、被災地へボランティアに行かれる方への支援、あるいは職員の被災地への派遣など、微力ではありますが活動を行ってきました。

さらに社会福祉協議会では、防災への関心の高まりをうけ、平成 24 年 5 月から 6 日間の日程で災害ボランティア講座を開催しました。

多くの市民が受講し、共にいざというときの備えについて考えました。



△写真は、平成 23 年台風 12 号で被害をうけた和歌山県那智勝浦町での社会福祉協議会職員の支援活動の様子



多くの市民が参加した災害ボランティア講座





**(1) 身近なところで、口コミの力を生かした情報提供****【現状と課題】**

市内では、さまざまな形で地域の情報や社会福祉、行政サービスに関する情報が配信されていますが、より一層情報が行き届いて、市民が活用でき、知る権利が守られるようにすることは重要な課題です。

社会福祉協議会では、現在、ボランティアや民生委員児童委員、各関係機関と連携し、協力しながら市民への情報提供をしています。充分に行き届いているとは言えません。

そのため、身近な場所での情報提供や相談活動など様々な繋がりで情報が届けられる体制づくりに取り組んでいく必要があります。

**【取り組みの柱】****①身近な場所を利用した情報提供**

社会福祉協議会が取得している幅広い福祉関連情報を広く市民に提供するため、身近な場所への配信活動を推進します。

- まちづくりセンター
- 市民がよく利用する店舗
- 駅構内やコミュニティバスの車内広告

**②身近なところでの相談活動**

生活相談（生活資金貸付）や介護、ボランティアなどの相談に市民が身近な公共施設などで相談できる体制づくりに努めます。

- 地域福祉相談活動「あったかライン」の設置

**③向こう三軒両隣など、近所での声掛け運動の促進**

向こう三軒両隣など近隣を通しても情報が伝わるよう、日ごろから声かけ運動の大切さの理解を深めてもらうため、「こんにちは」「ありがとう」などのふれあいの心を啓発していきます。

- 社会福祉協議会広報紙
- ホームページ



#### ④様々な人から必要な人への情報提供

区・自治会、各種団体、民生委員児童委員、ボランティアなど様々な人を通じて情報提供を行います。また、子育てや高齢者サロンなど地域における色々な場面を通じて情報提供に努め、必要な人に伝達できるように取り組みます。

○広報紙やチラシを活用した情報提供

## (2) 必要な人、届きにくい人への情報提供

### 【現状と課題】

社会福祉協議会では、視覚や聴覚に障がいのある人のための点訳、朗読、音声訳、拡大写本や手話のボランティアグループが登録し活動されています。

これらの活動を今後も支援し、情報が必要な人、届きにくい人に情報が得られるようしくみづくりに努める必要があります。

### 【取り組みの柱】

#### ①つながりのある情報提供

福祉・保健・医療分野に関連する情報を必要としている人に、適切な情報提供としてつながるよう、各分野間の連携強化に努めます。

○サービス事業情報の関係機関への提供と収集

#### ②翻訳、通訳、音声訳、点訳などの情報提供と人材の育成

翻訳、通訳、点訳、手話などを必要とされる人への情報提供を充実できるように、ボランティアグループの育成と活動支援に努めます。

○体験講座の推進による人材育成

○活動に対する助成



### (3) わかりやすい情報提供

#### 【現状と課題】

社会福祉協議会ではホームページを作成し、活動や行事などの紹介をしています。また、広報紙などを発行し、必要な福祉情報の提供にも努めています。

しかし、それは必ずしも誰にとっても分かりやすい情報の提供になっているとは限りません。情報を受ける側にとって分かりやすいしくみづくりに努めていかなければなりません。

#### 【取り組みの柱】

##### ①ホームページの活用促進

ホームページでは、社会福祉協議会から一方的な情報提供にならないように、また、市民からの声も届くように、その運用の促進に取り組みます。

○意見欄の設置やアンケートの実施など

##### ②わかりやすいパンフレットなどの作成

社会福祉協議会の事業・活動を紹介したパンフレットを新たに作成します。一般向けのほか子ども向けなど、誰もが親しみやすい、わかりやすいものとなるように取り組みます。

#### トピックス2：ホームページ

インターネット普及率が約80%と言われる中で、社会福祉協議会では次の二つのホームページを開設しています。まだまだ充実した媒体とは言えないことから、今後市民からの意見も加えながら、分かりやすい、使いやすい情報提供の場になるよう努めていきます。

アドレス

湖南省社会福祉協議会

<http://shiga-konan-shakyo.or.jp/>

ボランティアセンター

<http://shiga-konan-shakyo.or.jp/volunteer/>



## 基本目標3

## 十人十色に参加できる「役」づくり

### (1) 役割再発見のプログラムの推進

#### 【現状と課題】

地域のためになる活動をしたいと思っている人はたくさんいますが、支え合いの大切さや役割を学び、体験する機会は、それほど充実しているとは言えません。

社会福祉協議会では、市民の地域福祉活動の機会をより多く作るための取り組みを進めていく必要があります。

#### 【取り組みの柱】

##### 役割の意味と重要性を学ぶ場づくり

地域における一人ひとりの役割の意味と重要性を学ぶ場づくりの開催に努めます。また、地域で見守りが必要な人への見守り活動等について、具体的な学習の場や体験活動の推進に努めます。

○生活支援サポーター講座

○各種ボランティア体験講座

### (2) 活躍の場づくりきっかけづくり

#### 【現状と課題】

ボランティアセンターでは、約90グループ、1,000名近いボランティアが活動されていますが、今後も男性や若い世代の活動参加といったボランティアの裾野が広がるよう、きっかけづくりと活躍の場づくりに努めていかなければなりません。

## 【取り組みの柱】

### ①ボランティアセンターの充実

災害や環境、見守りなど社会が求めている時代に合った講座や教室を開催します。また、ボランティア活動が生き生きと主体的にできるようなコーディネートの実施を図ります。

- 災害、環境、生活支援サポーター講座
- 地域と連携したコーディネートの充実

### ②地域でボランティアについて学ぶ場づくり

学校やまちづくりセンターなどにおいて、出前のボランティア講座を開催していきます。

- ボランティア入門講座

### ③退職した人などの多種多様な能力・得意分野の再発揮の場づくり

レイカディア大学の卒業生と在校生のボランティア活動を推進していきます。また、一般市民の中で技術を持った人のボランティア活動の推進と利用ニーズの発掘に努めます。

- ボランティア登録制度
- 地域でのボランティア相談の開設

### ④外国人住民が活躍できる場づくり

国際協会と連携して外国人住民が積極的に参加できるボランティア支援を進めます。

- ボランティア祭りへの参加など

---

## トピックス3：ボランティアに新しい風（男性ボランティア）



湖南市発足直後の平成 17 年度の男性の登録数は、約 120 名でしたが 24 年度には倍に近い約 230 名となりました。団塊の世代の男性陣がこれまでの社会経験を生かして地域での活躍の場を望んでいる傾向がうかがえます。

また、男性ならではの発想や取り組みは、ボランティアに新しい風を送っています。

市内在住のレイカディア大学の卒業生と在校生で「レイカディア大学交流会」が発足、市内の公共施設の植木の剪定や草刈りを定期的にされています。



**(1) 地域におけるつながりの場づくり****【現状と課題】**

今日では幅広い世代が垣根なく地域で交流し、つながりを持つことは大切なことと言えるでしょう。社会福祉協議会では、それらの場づくりの展開や企画づくりを進めていますが、まだまだ一部の人たちのものでしかないのが現状です。

より多くの人たちに裾野を広げ、かつ、これからの時代に合った場づくりの展開を進めていく必要があります。

**【取り組みの柱】****①健康志向型のつながりの場づくり**

地域の健康づくりを進めるため、誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及活動やそのリーダー育成に努めます。

- 生き生き百歳体操
- 健康バンド体操など

**②子どもと多世代の交流の場づくり**

高齢者や団塊の世代などと連携して、子どもや青年層との「交流」、「遊び」の場づくりを進めます。

- 昔遊びの伝承の場づくり
- ボランティア祭りなどの催しの中での交流の場づくり

**③小地域福祉コミュニティ事業の推進**

市民の身近なところでの小地域福祉活動事業を推進します。

- 区や学区など小地域を単位とする福祉活動の推進と支援
- 小地域福祉活動推進フォーラムの開催

#### ④役割さがしのための、既存のイベントや活動などの点検

社会福祉協議会がいろいろなイベントに参加し、ボランティアグループの紹介をして、市民がもっとボランティアに参加できる環境づくりに努めます。

また、福祉団体がイベントに積極的に参加できるよう支援します。

○ふれあい広場など市内で実施されるイベントへの参加

#### ⑤まちづくり協議会への支援活動

まちづくり協議会の福祉分野の取り組みに対して、社会福祉協議会ができる支援活動を推進します。

○小地域福祉活動交付金

○まちづくり協議会ごとの担当職員の配置

## (2) 様々なサービス事業者との連携

### 【現状と課題】

社会福祉協議会では、市内の様々な事業者と連携を図りながら、サービス提供やイベント、各種講座などを行っていますが、決して充分とは言えません。

そのため、これら事業者との連携をさらに強化し、住民一人ひとりの地域生活を支援するとともに、地域のつながりの再構築を図り、誰もが生き生きと暮すことのできる地域社会づくりを一層進めなければなりません。

### 【取り組みの柱】

#### 地域の多様な事業者との連携

地域の多様な事業者との連携を深め、さまざまなサービスと組み合わせられた、きめ細かい福祉サービスの提供に取り組めます。

○地域住民と多様な事業者による地域ネットワークづくりと地域見守り・支援サービスの充実





### (3) 横につなげるための体制づくり

#### 【現状と課題】

社会福祉協議会の活動の中で、様々な生活相談は関係機関との連携が欠かせないものとなっていますが十分な連携がとれているとは言えません。

そのため、普段から一層関係機関と連携できる内部の体制づくりが必要となっています。

#### 【取り組みの柱】

##### 横につなげるためのコーディネート役の充実

社会福祉協議会は、地域や企業・事業者、行政などと横につながるコーディネートができるよう、資質の向上を図り、生活問題の解決に向けた取り組みを進めます。

○職員の相談の研修

○横につなげるためのマニュアルづくり

---

#### トピックス4：小地域福祉活動事業推進交付金制度（小地域絆づくり交付金）

平成24年度より、市内のまちづくり協議会を対象に交付金制度を実施しています。これは地域の福祉課題を実情に合わせて解決しようとする事業経費に対して交付するもので、初年度には3つのまちづくり協議会で地域のつながりの場づくりなど多彩な取り組みが行われました。

写真は、事業の報告会を行った様子で、石部南学区、岩根、菩提寺まちづくり協議会から地域の実情に合わせた貴重な取り組みの発表がありました。



**財源・資源の活用と確保を考える****【現状と課題】**

社会福祉協議会では、地域福祉の財源として、会費や寄付金、共同募金の配分金があるものの年々減少傾向にあり、市への財政依存の度合いが増えつつあります。

これからの地域福祉の財源や資源を考えるうえで、市民や企業・事業者、行政が共に財源の確保の取り組みやそれらの活用方法の検討を進めて行くことが重要となってきました。

**【取り組みの柱】****①財源検討会の実施**

会費や寄付金、共同募金の増額に向けた検討を行います。

○財源検討部会の設置

**②募金活動の積極的な実施**

地域福祉推進のための財源に役立つよう、目的を明確にしながら、募金活動などを積極的に進めます。

○リサイクル募金

○自主的なチャリティバザーの実施

**③社会資源を相互につなげるしくみづくり**

地域住民や企業・事業者、公的機関といった社会資源を相互につなげることによって、地域福祉の活動が広がるようなしくみづくりに取り組みます。

○市内のボランティアグループの紹介やその情報提供

○社会資源活用フォーラムの開催

**④地域福祉の財源を考える場への参画**

市民、企業・事業者、行政と協働して設置する「地域福祉の財源や資源を考える場」に積極的に参画していきます。



## トピックス5：東日本大震災復興支援チャリティバザー

東日本大震災発生翌月のボランティア連絡協議会と協力して社会福祉センター前でチャリティバザーを行いました。遠く離れた被災地に向け、何かできることはないか、そんな思いからボランティアグループの協力を得ながら開催しました。

多くの市民から物品が寄せられ、1,015,343 円という尊い金額を被災地に届けることができ、まさに社会福祉協議会とボランティア、市民が一体となった催しであったと言えます。



## 社会福祉協議会第二次地域福祉活動計画策定経過

| 年月日               | 会議名                      | 内容                         |
|-------------------|--------------------------|----------------------------|
| 平成 24 年 3 月 28 日  | 平成 23 年度 第 3 回社会福祉協議会理事会 | 地域福祉活動計画策定委員会の設置承認         |
| 平成 24 年 6 月 1 日   | 平成 24 年度 第 2 回社会福祉協議会理事会 | 地域福祉活動計画策定委員会の設置           |
| 平成 24 年 12 月 21 日 | 第 1 回 地域福祉活動計画策定委員会      | 第二次地域福祉活動計画策定にかかる方向性の協議と承認 |
| 平成 25 年 3 月 25 日  | 第 2 回 地域福祉活動計画策定委員会      | 第二次地域福祉活動計画(案)の協議と承認       |

## 社会福祉協議会理事（地域福祉活動計画策定委員会委員）名簿

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 齋藤 昭            | 上西 保          |
| 溝口 弘            | 園田 英次         |
| 中森 静恵           | 浅野 廣司         |
| 毛利 恭成           | 龍池 直明 会長（委員長） |
| 田中 武            | 田中 宏明         |
| 廣井 美子           | 井上 利和         |
| 仲西 恭介           | 中野 孝          |
| 龍池 誉男 副会長（副委員長） | （順不同・敬称略）     |

## 社会福祉法人湖南省社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### （目的及び設置）

第1条 この要綱は社会福祉法人湖南省社会福祉協議会（以下「本会」という。）が平成23年3月に策定した「地域福祉活動計画」の見直しを行い、新たに策定することを目的に地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （委員会の任務）

第2条 委員会の任務はつぎのとおりとする。

- （1）地域福祉活動計画の見直し
- （2）新たな地域福祉活動計画の策定
- （3）計画の見直し及び策定に必要な事項

### （委員会の構成）

第3条 委員会は、本会の理事15名をもって構成する。

### （委員会の任期）

第4条 委員の任期は、計画の見直し及び策定が終了したときに終わる。

### （運 営）

第5条 委員会には委員長1名および副委員長1名を置く。

- 2 委員長および副委員長は本会の会長および副会長をもって充てるものとする。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。
- 4 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

### （作業部会）

第6条 委員会内に作業部会を置くものとする。

- 2 作業部会は、湖南省社会福祉協議会の職員をもって構成する。
- 3 作業部会は、つぎの作業を行う。
  - （1）「第二次湖南省地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との連携事項の調査
  - （2）湖南省における地域課題の現状、調査および分析
  - （3）計画の見直し及び策定案の作成と委員会への提案
  - （4）その他委員会からの付託事項

### （補 則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は平成24年6月1日から施行する。

